

# 指定給水装置工事事業者

# 指定更新時確認事項

記入例

氏名又は名称 ■■配管 株式会社

郵便番号、住所 437-1192 静岡県袋井市浅名1028

代表者氏名 代表取締役 ■■ ■■

電話番号 000-000-0000

## ①提出先の水道事業者（水道事業者等の連携による広域開催も含む）が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去5年以内）

受講年月日	(公表: <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可)
<span style="color: green;">令和 〇 年 〇 月 〇〇 日</span>	・ 未受講
(未受講の場合、その理由) ※ 非公開	

未受講の場合は理由を記入

夜間や休日等の修繕対応時間などを記入

## ②指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください。）	(公表: <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可)
休業日: <span style="color: green;">日曜日、祝日</span> 営業日: <span style="color: green;">月～土</span> 修繕対応時間: <span style="color: green;">8時～17時</span> <span style="color: green;">年末年始</span> <span style="color: green;">17時以降は要相談</span>	
漏水等修繕対応の可否	(公表: <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可)
(該当部に○をつけて下さい。詳細な内容を記入することも可能です。)	
<input checked="" type="radio"/> 屋内給水装置の修繕 <input checked="" type="radio"/> 埋設部の修繕	漏水時の修繕対応の可否や、その他欄を使用して夜間や休日等の対応についても記入可
その他 ( )	
対応工事種別（新設・改造 等）	(公表: <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可)
配水管からの分岐 ～ 水道メーター	( <input checked="" type="radio"/> 新設 ・ <input checked="" type="radio"/> 改造 )
水道メーター ～ 宅内給水装置	( <input checked="" type="radio"/> 新設 ・ <input checked="" type="radio"/> 改造 )
その他	(公表: <input type="radio"/> 可 <input checked="" type="radio"/> 不可)
<span style="color: green;">緊急連絡先 090-0000-0000(代表者携帯)</span>	その他欄は、緊急連絡先などを記入

※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかに指定した水道事業者はその旨を届け出るようお願いします。

### ③給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。（以下抜粋）

- 4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名（公表対象外）	研修解明、実施団体	受講年月日
水道 太郎	給水工事技術振興財団 e-ラーニング	令和〇年〇月〇日
水道 二郎	給水工事技術振興財団 現地研修会	平成〇年〇月〇日
水道 三郎	自社内研修会 〇〇に関する業務研修	令和〇年〇月〇日
上記の内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）		
可	不可	

e-ラーニングや現地研修会を受講した場合、受講修了証などを確認して記入

自社内研修の場合は、申し出のみで良く、別途受講の修了を証明する書類は不要

公表可の場合であっても受講者名は非公開になります。

外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

自社内研修については、研修内容を記載してください。

受講者名は、公表の対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等をしてください。

④過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

工事を施工しない場合は、チェック欄にレ点を記入

□ 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

過去1年以内の工事実績がない場合は、

保有している資格を記入 ※1を参照

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか (○×を記入)	資格等を有している		工事年度
		○	保有している資格等※	
水道 太郎	○	○	講習会修了者	RO
水道 二郎	○	○	検定会合格者	RO
水道 三郎	○	○	技能者認定	RO
水道 四郎	○	×		RO
雇用関係や下請け等も含めて、給水装置工事に主に従事した者の氏名等を記入する。				
上記内容の公表の可否(公表には、ホームページ等へ)				
可		不可		

資格を有していなくても、経験を有していれば記入

公表可の場合でも氏名は非公開、不可の場合は非公開と記載されます。

※以下に示す保有資格等(下線部)を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。

技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等をしてください。